

吸収合併に関する事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社施行規則第 200 条に基づく書面)

2024 年 3 月 1 日

ポラリス・ホールディングス株式会社

2024年3月1日
東京都千代田区岩本町一丁目12番3号
ポラリス・ホールディングス株式会社
代表取締役 辻川 高寛

当社は、株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城（以下「VTH 宮城」という。）との間で2023年12月20日に締結した合併契約書に基づき、2024年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、VTH 宮城を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行いました。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年3月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、本合併をやめることの請求について該当事項はありません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第785条）

株式買取請求はありませんでした。

② 新株予約権買取請求（第787条）

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（第789条）

2024年1月25日付の官報にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行い、知っている債権者に各別に催告をしましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求にかかる手続の経過

当社の株主による差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第797条）

当社は、会社法第797条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2024年1月25日付の電子公告をもって、同社の株主に対して本合併を行う旨、並びに吸収合併消滅会社であるVTH 宮城の商号及び住所の公告を行いました。会社法第797条第1項の規定による株式買取請求を

行った株主はありませんでした。

② 債権者の異議（第 799 条）

2024 年 1 月 25 日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産・負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりであります。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2024 年 3 月 6 日（予定）

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

<別紙>
事前開示書類

吸収合併に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社施行規則第 182 条に基づく書面)

2024 年 1 月 18 日

株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城

2024年1月18日
宮城県名取市上余田千刈田555番1
株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城
代表取締役 辻川 高寛

当社は、ポラリス・ホールディングス株式会社（以下「PHD」という。）との間で2023年12月20日に締結した合併契約書に基づき、2024年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、PHDを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うことといたしましたので、以下のとおり事前開示をいたします。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本合併は完全親子会社間の合併であるため、本吸収合併に際して株式その他の対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 本吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

6. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

7. 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

① PHD

該当事項はありません。

② 当社

該当事項はありません。

8. 本吸収合併が効力を生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日後の PHD の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の PHD の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本吸収合併後における PHD の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

<別紙 1 >
合併契約書

合 併 契 約 書

印 収
紙 入

ポラリス・ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本件合併」という。）を行う。

2 本件合併に係る甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

① 甲：吸収合併存続会社

商号：ポラリス・ホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区岩本町一丁目12番3号

② 乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城

住所：宮城県名取市上余田千刈田555番1

（合併対価の交付及び割当て）

第2条 甲は、乙の全株式を保有していることから、本件合併に際して、金銭等の一切の対価を交付しない。

（増加する資本金及び準備金）

第3条 本件合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第4条 本件合併の効力発生日は2024年3月1日とする。ただし、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

（合併承認決議）

第5条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(権利義務全部の承継)

第6条 甲は効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後から効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲及び乙協議のうえ、これを実行する。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲及び乙協議のうえ、本契約を変更し、又は本契約を解除し、本件合併を中止することができる。

(協議事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、本件合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙協議のうえ、これを定める。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

2023年12月20日

(甲) ポラリス・ホールディングス株式会社
東京都千代田区岩本町一丁目12番3号
代表取締役 辻川 高寛

(乙) 株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城
宮城県名取市上余田千刈田555番1
代表取締役 辻川 高寛

<別紙2>

計算書類等

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

第 1 4 9 期

事業報告

東京都千代田区岩本町一丁目 12 番 3 号
ポラリス・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 梅木 篤郎

事 業 報 告
(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢などを契機とした資源価格の高騰や急速な為替相場の変動など新たに経済の不安定材料が生じておりますが、ウィズコロナに向けた対策が実施され、社会経済活動の正常化が進み、総じて緩やかに回復しつつあるものと考えております。

当社グループのメイン事業が属するホテル業界におきましては、2022年3月に東京、大阪など18都道府県に適用されておりました「まん延防止等重点措置」の解除以降、国内宿泊者数は大幅に増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の水準に戻りつつあります。外国人宿泊者数につきましても、2022年10月に水際対策の緩和が行われ、入国者総数の上限が撤廃されて以降、急速な回復が見られております。

観光庁が公表している宿泊旅行統計調査によると、2023年2月第2次速報は、国内全体の延べ宿泊者数は4,114万人泊（2019年同月比△5.5%、前年同月比+76.7%）、その内訳として日本人宿泊者が3,521万人泊（2019年同月比+2.8%、前年同月比+52.6%）、外国人宿泊者593万人泊（2019年同月比△36.1%、前年同月比+2,787.1%）となっており、2019年の水準に戻りつつあります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因は、運営ホテル数の増減、運営ホテルの稼働率及び客室単価の増減等であり、当社グループは、ホテル業界における景気の回復傾向もあり、大きく改善しております。

一方で、エネルギー資源価格の高騰などによる水道光熱費の上昇、サービス関連事業における人手不足の影響などもありコスト上昇の傾向にあります。

その結果、当連結会計年度の当社グループの経営成績は、次のとおりとなりました。

売上高	7,018百万円（前期比89.0%増）
営業利益	3百万円（前期△1,332百万円）
経常損失(△)	△215百万円（前期△1,623百万円）
親会社株主に帰属する当期純利益	534百万円（前期△1,830百万円）

売上高は、ホテル事業において、政府による全国旅行支援及び水際対策緩和に伴う訪日外国人客数の増加を受けた宿泊需要の増加を捉えた積極的なレベニュー・マネジメントによって売上が増加したこと、運営ホテル数が前連結会計年度末比20.0%増の30店舗、客室数が同比24.5%増の5,622室に増加したこと、新規開業ホテルのオープンに伴う開業準備資金を受領したことなどにより、増収となりました。

営業損益は、売上高の増加に加え、ホテル事業における人材の集約化や業務の標準化などを行い、運営ホテルのローコストオペレーションを徹底したことにより、黒字転換となりました。

経常損益は、営業利益の計上により、前期比で大幅に改善いたしました。支払利息181百万円（前期134百万円）などを計上しております。

親会社株主に帰属する当期純損益は、2023年3月31日付でRed Planet Holdings (Philippines) Limited及びその12の子会社の連結子会社化を行ったことにより、負ののれん発生益1,461百万円を特別利益として計上いたしました。また、休館や需要の回復の遅れ等により採算が著しく悪化しているホテル物件等について撤退や事業再編

を含む抜本的な構造改革を推進し、より一層のコスト削減と財務体質の強化を図ることとしました。これに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響などにより収益性の低下がみられる一部の固定資産とともに「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、538百万円を減損損失、撤退や事業再編等に伴う損失 151 百万円を店舗閉鎖損失引当金繰入額として特別損失に計上しております。

セグメント間の取引を含む各セグメントの業績は、次のとおりであります。

ホテル事業は、売上高 6,999 百万円（前期比 90.6%増）、営業利益 221 百万円（前期営業損失△1,071 百万円）となりました。主な売上は、ホテルマネジメント売上などがあります。

不動産事業は、売上高 386 百万円（前期比 67.4%増）、営業利益 67 百万円（前期比 149.3%増）となりました。主な売上は、不動産賃貸売上によるものであります。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループでは、当連結会計年度において、以下の資金調達を行いました。

当社は、2021 年第 1 回新株予約権の行使による株式の発行により 2,184 百万円の資金調達を行いました。

当社は、スポンサーグループであるスターアジアグループに属する SAO III LLC から 400 百万円、当社の連結子会社であります株式会社ココホテルズは、株式会社商工組合中央金庫から 200 百万円の資金借入れを行い、当社グループは、合計 600 百万円の資金借入れを運転資金として行いました。

④ 重要な組織再編等の状況

当社は、連結子会社である株式会社ポラリス・アジアを通じて、Red Planet Holdings (Philippines) Limited の株式を取得し、同社の 12 の子会社を含め連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第146期	2020年度 第147期	2021年度 第148期	2022年度 第149期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	5,451,516	2,971,588	3,712,127	7,017,664
経常損失 (千円)	△297,341	△1,684,631	△1,623,142	△215,243
親会社株主に帰属する当期純利益 又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	△191,025	△2,101,153	△1,829,816	534,189
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (円)	△3.56	△37.83	△25.98	4.98
総資産 (千円)	3,989,979	4,996,853	12,035,678	24,653,218
純資産 (千円)	651,256	△784,433	192,600	2,910,571
1株当たり純資産 (円)	12.14	△13.35	1.99	24.83

(注) 当連結会計年度の総資産が前連結会計年度に比べて大幅増加しておりますのは、2023年3月31日付で、Red Planet Holdings (Philippines)Limitedの株式を取得し、同社の12の子会社を含め連結子会社としたことによります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会 社 名	資本金又は出資金	当社株式 の持株数	当社に対する 議決権比率	当社との関係
Star Asia Opportunity III LP	非公開	91,338,378株	78.08%	新株予約権の行使
S A O I I I G P L t d .	50,000米ドル	-株 (91,338,378株)	-% (78.08%)	役員の兼任あり
S t a r A s i a G r o u p L L C	20,000米ドル	-株 (91,338,378株)	-% (78.08%)	役員の兼任あり

- (注) 1. ()は間接保有分を記載しております。
2. Star Asia Opportunity III LPの出資金の記載については、先方の方針により控えさせていただきます。
3. 当社の重要な財務及び事業の方針に関し、当社は親会社が属する企業グループ(以下「スターアジアグループ」という。)の企業であるStar Asia Management LLCとの間で、当社とスターアジアグループとが両者の強みを活かし協働し、人的・物的リソースを有効活用して持続的かつ安定的に成長することを合意しております。
4. 親会社であるStar Asia Opportunity III LPが行使した新株予約権の発行に当たっては、当社及びStar Asia Opportunity III LPとの間に利害関係を有しない社外有識者である弁護士及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員である当社の社外取締役2名の計3名を委員とする第三者委員会を設置し、第三者委員会から当該第三者割当による新株の発行が少数株主にとって不利益でないと思料する意見を得るなどを行っております。当社取締役会は、第三者委員会からの意見を踏まえ、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当該新株予約権の発行が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

■ 国内子会社

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社フィーノホテルズ	1,000万円	100.00%	マネジメント事業：ホテルの運営業務 オペレーション事業：受託ホテルの運営業務
株式会社ココホテルズ	100万円	100.00%	オペレーション事業：受託ホテルの運営業務
株式会社衣浦グランドホテル	100万円	100.00%	マネジメント事業：ホテルの運営業務
株式会社バリュー・ザ・ホテル	1,000万円	100.00%	マネジメント事業：ホテルの運営業務
株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城	100万円	100.00%	マネジメント事業：ホテルの運営業務
株式会社ボラリス・アジア	100万円	100.00%	マネジメント事業：海外ホテルの管理業務
株式会社プレミアリゾートオペレーションズ	1,000万円	86.36%	マネジメント事業：ホテルの運営業務
株式会社 ベストウェスタンホテルズジャパン	4,000万円	100.00%	フランチャイズ事業：ホテルのフランチャイズ加盟業務
朝里川温泉開発株式会社	1,000万円	100.00%	不動産開発事業：開発不動産の保有・開発、それに関 わる情報収集、調査、企画業務
合同会社東北早期復興支援ファンド2号	30万円	100.00%	バリュー・ザ・ホテル東松島矢本及びバリュー・ザ・ホテ ル古川三本木の建物等に係る不動産信託受益権管理業務
合同会社バリュー・ザ・ホテルファンド	10万円	100.00%	同上
一般社団法人天神ホテル管理	212万円	100.00%	ベストウェスタンプラス福岡天神南及びフィーノホテル ズ札幌大通の建物等に係る不動産信託受益権管理業務
合同会社天神ホテル管理	30万円	100.00%	同上
合同会社天神ホテル運営	30万円	100.00%	ベストウェスタンプラス福岡天神南のホテル物件管理業 務
合同会社大通ホテル運営	30万円	100.00%	フィーノホテルズ札幌大通のホテル物件管理業務

■海外子会社

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Red Planet Holdings (Philippines) Limited	10 千米ドル	100.00%	持株会社
Red Planet Hotels Philippines Corporation	360,000 千フィリピンペソ	100.00%	ホテル物件の所有、開発、運営等
RPH Philippines Land Corporation	1,000 千フィリピンペソ	40.00%	不動産投資、所有、開発等
Red Planet Hotels Cebu Corporation	10,000 千フィリピンペソ	100.00%	ホテル物件の所有、開発、運営等
Red Planet Hotels Cagayan de Oro Corporation	10,000 千フィリピンペソ	100.00%	ホテル物件の所有、開発、運営等
Red Planet Hotels Ortigas Corporation	10,000 千フィリピンペソ	100.00%	ホテル物件の所有、開発、運営等
Red Planet Hotels Davao Corporation	10,000 千フィリピンペソ	100.00%	ホテル物件の所有、開発、運営等
Red Planet Hotels Quezon Corporation	10,000 千フィリピンペソ	100.00%	ホテル物件の所有、開発、運営等
Red Planet Hotels Paranaque Corporation	10,000 千フィリピンペソ	100.00%	ホテル物件の所有、開発、運営等
Red Planet Hotels Pasong Tamo Corporation	10,000 千フィリピンペソ	100.00%	ホテル物件の所有、開発、運営等
Red Planet Hotels Binondo Corporation	11,500 千フィリピンペソ	100.00%	ホテル物件の所有、開発、運営等
Red Planet Philippines Services Corporation	1,000 千フィリピンペソ	40.00%	組織サポート管理業務
Red Planet Hotels Manila Bay Corporation	10,000 千フィリピンペソ	100.00%	ホテル物件の所有、開発、運営等

(注) 1. 2023年3月31日付で、Red Planet Holdings (Philippines)Limitedの株式を取得し、同社の12の子会社を含め連結子会社といたしました。

2. RPH Philippines Land Corporation 及び Red Planet Philippines Services Corporation の出資比率は、100分の50以下ですが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。

(4) 対処すべき課題

①国内ホテル運営

コロナ禍においては客室販売戦略及び料金戦略の立案、実行を通じた売上・利益の最大化を目的とするレベニュー・マネジメントを徹底し、また、運営コストの削減のため効率的な運営体制の確立による収益の最大化並びに損益分岐点の低下に努めてまいりました。また、フィー収入型モデル及びオーナー・オペレーターモデルによる損益分岐点の低い運営モデルを中心に運営ホテル数の拡大を図り、国内のホテル運営客室数は2023年3月末時点で2020年3月末時点と比較して約1.8倍に増加しました。2024年3月期においても、2023年4月に京都市においてフィー収入型モデルで新規ホテルの運営を受託し、また、2023年秋には仙台市の複数のホテルをスポンサーグループから新規にフィー収入型の運営委託契約で受託するべく協議を進めており、更なる損益分岐点の低下を図ってまいります。

また、物価の上昇、人件費の上昇等によってホテル運営に係るコストは上昇傾向にあります。また、きめ細かな販売料金設定、各種マーケティング施策の実行、改装等の実施によるRevPAR及びGOPの向上を図ることで収益の最大化を図ってまいります。

②海外ホテル運営

「Red Planet」ブランドはエコノミー又はミッドスケールクラスにおいてアジア有数のホテルブランドであり、統一したブランドスタンダードの下、ハード及びソフトの両面から高品質のサービス提供を通じて、高い競争力を誇るホテル運営手法を強みとしています。また、先進的なITプラットフォームを活用することで、セールスマーケティング等の販売面のみならずコスト面からも効率的な運営がなされています。また、運営するホテルの建物は当社の子会社が所有しており、損益分岐点が低く抑えられていることから、今後のアフターコロナの需要回復に伴い、収益の回復が見込まれますが、国内ホテル運営と共同でのマーケティング施策の実施等、シナジー創出のための取り組みについても推進してまいります。また、当該レッド・プラネットホテル運営会社の内部監査の手続を実施しており、内部統制システム並びに適切な業務プロセスを確立しガバナンスの強化も図ってまいります。

③IR活動

当社は、過去に実施した転換社債型新株予約権付社債、普通株式及び新株予約権の発行により、海外投資家の比率が足元で増加しており、今後国内外の幅広い投資家層に向けたIR強化が急務であると考えており、より積極的な情報開示と開示内容の充実を実現してまいります。

④コーポレートガバナンス

当社は、当社を取り巻く幅広いステークホルダーとの信頼関係を構築し、経営の透明性を高め、内部統制機能の強化を図っていくことが企業価値の向上に重要であると考えております。今後は買収した海外子会社を含むグローバルでのコーポレートガバナンスが求められることから、新たに高い専門性を有する取締役を幅広い分野から人選し、新たな経営体制のもとコーポレートガバナンスの充実・強化を図ってまいります。

⑤財務関連・資金調達

新株予約権の行使等により手元流動性は改善しているものの、今後も新たな投資機会に対する積極的な投資を確実に実行していくため、引き続き財務基盤の強化が必要となります。そのため、金融機関を中心に新規借入の交渉を行うとともに、金利負担の軽減を図るため既存借入のリファイナンス等も合わせて検討していきたいと考えております。

- (注) 1. RevPAR：販売可能客室数当たり宿泊部門売上 (Revenue Per Available Room) をいい、一定期間の宿泊部門売上高合計を同期間の販売可能客室数合計で除したものをいいます。
2. GOP：売上高営業粗利益 (Gross Operating Profit) をいい、ホテル全体の営業収入から、売上を上げるために直接関係する営業費用を差し引いた金額をいいます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

① ホテル事業

マネジメント事業 … オーナー所有のホテル等を一括借上し運営を行っております。

オペレーション事業 … ホテルの運営を受託し運営を行っております。

コンサルタント事業 … 開業指導や既存案件の改善を行っております。

フランチャイズ事業 … ベストウェスタンホテルのフランチャイズ加盟業務を行っております。

② 不動産事業

不動産賃貸事業 … 事務所用ビル、マンション等の賃貸・運営を行っております。

不動産売買事業 … 事務所用ビル、マンション等の売買、仲介等を行っております。

不動産開発事業 … 不動産開発に伴う情報収集、調査、企画分析・建築等を行っております。

不動産投資事業 … 信託受益権を保有するSPCに、匿名組合出資を行っております。

不動産管理事業 … 事務所用ビル等の不動産価値を高める運営管理事業を受託しております。

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社の状況

ポラリス・ホールディングス株式会社 本社：東京都千代田区岩本町一丁目12番3号
会社

② 子会社の状況

株式会社フィーノホテルズ	本社：東京都千代田区
株式会社ココホテルズ	本社：東京都千代田区
株式会社バリュー・ザ・ホテル	本社：宮城県名取市
株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城	本社：宮城県名取市
株式会社ポラリス・アジア	本社：東京都千代田区
Red Planet Holdings (Philippines) Limited	本社：Labuan, Malaysia

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
ホテル事業	340(160)名	181(△56)名
不動産事業	3(1)名	1(―)名
全社(共通)	15(2)名	5(―)名
合計	358(163)名	187(△56)名

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 前連結会計年度末に比べてホテル事業の「従業員数」が181名増加しておりますが、主としてRed Planet Holdings (Philippines)Limited及びその子会社12社が連結子会社となったことによるものであります。
4. 前連結会計年度末に比べてホテル事業のパート及び嘱託社員「従業員数」が56名減少しておりますが、主としてパート及び嘱託社員を多く雇用しておりました運営ホテルが減少したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32(5)名	6(△1)名	41.8歳	3.9年

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)
ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(ドイツ銀行)	4,249,386
Rizal Commercial Banking Corporation	2,379,908
Banco de Oro Unibank	1,537,200
株式会社商工組合中央金庫	1,181,129
株式会社きらぼし銀行	1,090,700
株式会社日本政策金融公庫	950,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 214,000,000株

② 発行済株式の総数 116,969,189株

③ 株主数 8,108名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
Star Asia Opportunity III LP	91,338,378	78.08
B N Y M A S A G T / C L T S N O N T R E A T Y J A S D E C	2,606,800	2.22
マルコム・エフ・マクレーン4世	2,142,992	1.83
増山太郎	2,142,992	1.83
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	690,300	0.59
石田秀樹	647,000	0.55
楽天証券株式会社	373,300	0.31
株式会社 S B I 証券	266,431	0.22
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	217,500	0.18
山田恭	200,000	0.17

(注) 持株比率は自己株式(1,674株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		2021年第1回新株予約権
発行決議日		2021年10月15日
新株予約権の数		638個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 63,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株につき86円
権利行使期間		2021年11月25日から2024年11月22日まで
行使の条件		本新株予約権の一部行使はできない。
役員 保有状況	取締役 (社外取締役及び 監査等委員を除く)	新株予約権の数 638個 目的となる株式数 63,800株 保有者数 3名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況(2023年3月31日現在)

イ. 2020年7月14日開催の取締役会決議に基づき発行した2020年第1回新株予約権

新株予約権の総数	116,951個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 11,695,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり32円
新株予約権の払込期日	2020年7月30日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき122.5円
新株予約権の行使期間	2020年7月31日から2023年7月28日まで
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をCapital RE LLCに割当てた。

ロ. 2021年10月15日開催の取締役会決議に基づき発行した2021年第1回新株予約権

新株予約権の総数	71,009 個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 7,100,900 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の払込期日	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき 86 円
新株予約権の行使期間	2021 年 11 月 25 日から 2024 年 11 月 22 日まで
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権を Four Quadrant Global Real Estate Partners、Hazelview Global Real Estate Fund 他 2 社、個人 2 名に割当てた。

ハ. 2021年10月15日開催の取締役会決議に基づき発行した2021年第2回新株予約権

新株予約権の総数	38,001 個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 3,800,100 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の払込期日	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき 86 円
新株予約権の行使期間	2021 年 11 月 25 日から 2024 年 11 月 22 日まで
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をドイツ銀行ロンドン支店に割当てた。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023 年 3 月 31 日 現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
高倉 茂	取締役会長	(株)フィーノホテルズ 代表取締役社長、(株)ココホテルズ 取締役、(株)衣浦グランドホテル 代表取締役社長、(株)バリュー・ザ・ホテル 代表取締役社長、(株)バリュー・ザ・ホテル宮城 代表取締役社長、(株)ベストウェスタンホテルズジャパン 代表取締役社長、(株)プレミアリゾートオペレーションズ 代表取締役社長、朝里川温泉開発(株) 代表取締役社長、株式会社ボラリス・アジア 取締役
梅木 篤郎	代表取締役社長 不動産事業本部長	(株)フィーノホテルズ 取締役、(株)ココホテルズ 代表取締役社長、(株)バリュー・ザ・ホテル 取締役、(株)バリュー・ザ・ホテル宮城 取締役、(株)ベストウェスタンホテルズジャパン 取締役、朝里川温泉開発(株) 取締役、株式会社ボラリス・アジア 代表取締役社長、スターアジア総合開発(株) 代表取締役
細野 敏	取締役 兼 最高財務責任者 兼 最高執行責任者 財務・経営企画本部長	(株)フィーノホテルズ 取締役、(株)ココホテルズ 取締役、(株)バリュー・ザ・ホテル 取締役、(株)バリュー・ザ・ホテル宮城 取締役、(株)ベストウェスタンホテルズジャパン 取締役、朝里川温泉開発(株) 取締役、株式会社ボラリス・アジア 取締役、Star Asia Management Japan Ltd. Director
田口 洋平	取締役 ホテル事業本部長	(株)フィーノホテルズ 取締役、(株)ココホテルズ 取締役、(株)バリュー・ザ・ホテル 取締役、(株)バリュー・ザ・ホテル宮城 取締役、(株)ベストウェスタンホテルズジャパン 取締役、朝里川温泉開発(株) 取締役、株式会社ボラリス・アジア 取締役、Star Asia Management Japan Ltd. Director
マルコム・エフ・マククリーン4世	取締役	スターアジアグループ Managing Partner、Star Asia Group LLC Director、SAO III GP Ltd. Director、Star Asia Opportunity III LP 業務執行組員、Star Asia Management LLC Director
増山 太郎	取締役	スターアジアグループ Managing Partner、Star Asia Group LLC Director、SAO III GP Ltd. Director、Star Asia Opportunity III LP 業務執行組員、Star Asia Management LLC Director
秋山 耕一	取締役 (常勤監査等委員)	—
半田 高史	社外取締役 (監査等委員)	(株)図研 監査役、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督役員、(合)東京プライム会計事務所 代表社員
北添 裕己	社外取締役 (監査等委員)	(株)キタゾエアンドカンパニー 代表取締役

- (注) 1. 社外取締役 (監査等委員) の半田 高史 氏及び北添 裕己 氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役 (常勤監査等委員) 秋山 耕一 氏及び取締役 (監査等委員) 半田 高史 氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 (監査等委員) 秋山 耕一 氏は、長年にわたり経理総務業務等に従事し、当社の経理部長、総務部長等を歴任しております。
 - ・取締役 (監査等委員) 半田 高史 氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

イ. 被保険者の範囲

被保険者の範囲は、当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役及び監査役であります。

ロ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が「イ。」の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021 年 2 月 26 日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。但し、本決定方針制定時点においては、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、基本報酬のみを支給するものとする。

また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

b. 報酬等の割合に関する方針及び付与時期や条件に関する方針

(i) 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月額固定報酬とする。基本報酬の金額は、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、役位、職責、専門性、多様性、意思決定の難易度、管掌地域の広さ、成果責任の大きさ等に基づき、その役割の内容や責任等に応じて定めるものとし、当社業績、従業員給与との釣り合い、同業他社等の水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

(ii) 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社は本決定方針制定時点において、業績連動報酬を導入していない。しかし、今後、以下の方針を基に、業績連動報酬の導入の検討を行う。

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、業務執行を担う取締役に対し、中期経営計画で定めた各事業年度の連結営業利益の目標値の達成度合いに応じて定める額の金銭を、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

(iii) 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的とすると同時に、株主との利益意識の共有を一層促すことを目的に、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、取締役に対し、譲渡制限期間を一定期間設けた譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価、財務指標（連結売上高、連結営業利益等）や非財務指標（市場株価や企業・ブランドレピュテーション等）の評価等を踏まえて決定する。原則として在任中の各年度末及び退任時に支給する。

当社は本決定方針制定時点においては、株式報酬を導入していなかった。しかし、2021年10月15日の取締役会決議に基づき当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名に対して、以上の方針を基に、新株予約権を第三者割当により無償発行した。

c. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社は本決定方針制定時点において、業績連動報酬を導入していない。しかし、今後、業績連動報酬が導入された場合には、以下の通りの方針とすることを検討する。

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	38 (-)	38 (-)	- (-)	- (-)	4 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	17 (9)	17 (9)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	55 (9)	55 (9)	- (-)	- (-)	7 (2)

- (注) 1. 員数には、無報酬の取締役は含んでおりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第145回定時株主総会において、金銭報酬として年額140百万円以内、非金銭報酬として年額50百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、7名（うち、社外取締役は0名）であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第145回定時株主総会において、金銭報酬として年額60百万円以内、非金銭報酬として年額22百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）であります。
4. 取締役会は、代表取締役社長 梅木 篤郎に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適しているかと判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役（監査等委員）半田 高史 氏は、株式会社図研の監査役、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人の監督役員及び合同会社東京プライム会計事務所の代表社員であります。株式会社図研、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人及び合同会社東京プライム会計事務所と当社との間には特別な関係はありません。

- ・社外取締役（監査等委員）北添 裕己 氏は、株式会社キタゾエアンドカンパニーの代表取締役であります。株式会社キタゾエアンドカンパニーと当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
半田 高史	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度、開催の取締役会7回のうち6回に出席し、監査等委員会16回のうち16回に出席しており、経営及び監査等について異種分野の視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 特に社外取締役に就任以降、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督、会計に関する助言等を行うなど、十分な役割・責務を果たしております。
北添 裕己	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度、開催の取締役会7回のうち7回に出席し、監査等委員会16回のうち15回に出席しており、経営及び監査等について異種分野の視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 特に社外取締役に就任以降、経営・ITコンサルティングの専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営の監督と経営全般への助言、ITに関する助言等を行うなど、十分な役割・責務を果たしております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名称 誠栄有限責任監査法人

(注) 誠栄監査法人は、2023年4月1日付で有限責任監査法人に移行し、誠栄有限責任監査法人となりました。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人誠栄有限責任監査法人は、会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、整備しております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの活動が社会規範、倫理、法令等を遵守し、公正かつ適切な経営の実現と地域社会との調和の基に行われるものとなるための指針として企業倫理綱領を定めており、全社的な企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。

当社は、当社グループにおけるリスク情報の収集・分析・対応を審議し、コンプライアンス体制の整備、維持及び向上を担う組織としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。

当社は、内部監査室を設置し、当社グループの業務運営のモニタリングを行い、その活動が適切に行われていることを監視しております。

当社は、内部通報制度を設け、当社グループの業務運営に関する違法、不正又は不当な行為の早期発見及び是正を図り、当社グループの社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保を図ります。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会及びその他の重要な組織の議事録を作成し、これを保管します。これらの議事録は、監査等委員が求めた場合は、いつでも当該議事録を閲覧に供します。また、議事録、契約書等の重要文書の記録、保存及び管理に関する「文書管理規程」を制定しております。

3. 当社の損失の危険に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理の基本方針、体制等を定めた「リスク管理規程」及び当社グループのコンプライアンスの基本方針、体制等を定めた「コンプライアンス規程」を定めており、「リスク管理・コンプライアンス委員会規程」に基づきリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。当委員会は、当社グループにおけるリスク管理体制の整備、維持及び向上を担い、リスクが顕在化した場合には、その影響を最小限に抑えるため、対応策等について審議を行い、対応策等を決定しております。また、当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備、維持及び向上を担っております。当委員会は、取締役会にリスク管理又はコンプライアンスに係る重要な情報を報告しております。

当社は、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して財務諸表が作成され、適正な財務報告が行われることを確保するための内部統制を整備及び運用しております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会を、原則3か月に1回開催し、機動的・効率的な経営判断を行うため必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。また、代表取締役の他に業務執行を行う取締役を定め当社グループの業務に係る速やかな情報収集と機動的な意思決定を可能にしております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の営業、財務、経理、人事等のうち重要な事項の決定は、当社へ報告の上、事前の承認を必要とするものとしております。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しており、当社グループ全体のリスク情報の収集・分析・対応等を審議しております。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「子会社等管理規程」を制定しており、当社グループ全体の経営の整合性と

子会社の取締役の効率的な職務執行を確保するための規則、体制等を定めております。
(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」を制定しており、当社グループ全体の法令等の適合性を確保するための規則、体制等を定めております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員から要請があれば、その職務を補助する体制を敷いております。

当社は、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた従業員が、その命令に関して他の取締役等の関与を受けない体制を敷いております。また、当該従業員の人事異動、人事考課については、監査等委員の意見を尊重する体制を敷いております。

7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとしております。

監査等委員が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ適切に対応しております。

リスク管理・コンプライアンス委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスに係る情報を取締役会に報告しております。

当社は、監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しており、その旨を周知徹底しております。

8. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員がその職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の請求をしたときは、職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに費用又は債務を処理しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の基本方針に則って内部統制システムを運用しております。その運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行に係る体制

企業倫理綱領の遵守及び浸透を図るため、当社グループの役員及び従業員に対して企業倫理綱領の周知を行っております。

内部監査室は、年度監査計画を作成し、当計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告しております。

経営戦略会議を開催し、当社グループ各社より事業の進捗状況や問題点等の情報収集を行い、重要な事項については、当社の取締役会へ報告しております。

文書管理規程に基づき、取締役会議事録、経営戦略会議議事録、その他の重要文書を管理し、適時に閲覧が可能な状態で保管しております。

2. 当社のリスク管理体制

リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループを取り巻く様々なリスクに関する情報を横断的・網羅的に収集・評価・対応しております。

3. グループ管理体制

経営戦略会議及びリスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループにおけるリスク情報の収集・分析・対応等を審議しております。また、子会社における全ての重要な決定事項は、当社において審議を行い事前に承認したのち実行しております。

4. 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室担当者と適宜、情報交換等を行うとともに、取締役及び従業員より重要事項について報告を受けております。また、常勤監査等委員は、取締役会だけでなく経営戦略会議及びリスク管理・コンプライアンス委員会のメンバーであり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員より速やかに報告を受けております。

第 1 4 9 期

連結計算書類
計 算 書 類

東京都千代田区岩本町一丁目 12 番 3 号
ポラリス・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 梅木 篤郎

連 結 貸 借 対 照 表
(2023年3月31日現在)

(単位：千円、千円未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	12,862,915	流動負債	4,751,047
現金及び預金	4,283,720	買掛金	390,727
売掛金	1,839,769	短期借入金	587,200
販売用不動産	5,857,254	1年内返済予定の長期借入金	1,094,687
原材料及び貯蔵品	79,156	リース債務	54,598
その他	1,527,876	未払金	1,129,692
貸倒引当金	△724,860	未払費用	475,395
固定資産	11,790,304	未払法人税等	185,931
有形固定資産	9,867,448	預り金	190,355
建物及び構築物	7,046,234	株主優待引当金	3,915
機械装置及び運搬具	61,756	店舗閉鎖損失引当金	151,475
工具、器具及び備品	225,723	その他	487,071
土地	476,590	固定負債	16,991,600
使用権資産	2,040,876	社債	918,366
建設仮勘定	16,269	長期借入金	10,453,827
無形固定資産	29,039	資本性劣後借入金	950,000
ソフトウェア	11,499	リース債務	3,176,670
その他	17,540	繰延税金負債	782
投資その他の資産	1,893,817	長期未払金	24,136
投資有価証券	193,058	長期預り金	1,060,676
長期前払費用	58,716	預り敷金・保証金	21,924
不動産信託受益権	316,416	退職給付に係る負債	47,398
敷金及び保証金	930,069	資産除去債務	318,623
繰延税金資産	390,457	その他	19,200
その他	5,100	負債合計	21,742,647
		純資産の部	
		株主資本	2,904,601
		資本金	12,155
		資本剰余金	2,528,713
		利益剰余金	366,725
		自己株式	△2,992
		その他の包括利益累計額	145
		その他の有価証券評価差額金	145
		新株予約権	5,826
		純資産合計	2,910,571
資産合計	24,653,218	負債純資産合計	24,653,218

連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:千円、千円未満四捨五入)

科 目	金 額	
売上高		7,017,664
売上原価		510,215
売上総利益		6,507,450
販売費及び一般管理費		6,504,369
営業利益		3,080
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	3	
助成金収入	13,880	
為替差益	9,582	
その他	3,348	26,843
営業外費用		
社債利息	18,366	
支払利息	181,074	
支払手数料	12,434	
その他	33,292	245,166
経常損失(△)		△215,243
特別利益		
負ののれん発生益	1,460,735	1,460,735
特別損失		
投資有価証券評価損	2,463	
減損損失	537,953	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	151,475	691,891
税金等調整前当期純利益		553,601
法人税、住民税及び事業税	19,413	19,413
当期純利益		534,189
親会社株主に帰属する当期純利益		534,189

連結株主資本等変動計算書
(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円、千円未満四捨五入)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,829,803	2,163,383	△3,808,387	△2,992	181,807
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	1,094,303	1,094,303			2,188,605
減資	△2,911,950	2,911,950			—
欠損填補		△3,640,924	3,640,924		—
親会社株主に帰属する当期純利益			534,189		534,189
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△1,817,648	365,330	4,175,112	—	2,722,794
当期末残高	12,155	2,528,713	366,725	△2,992	2,904,601

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	143	143	10,650	192,600
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				2,188,605
減資				—
欠損填補				—
親会社株主に帰属する当期純利益				534,189
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2	2	△4,825	△4,823
当期変動額合計	2	2	△4,825	2,717,971
当期末残高	145	145	5,826	2,910,571

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 28社
- ・主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 企業集団の現況 (3) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度において株式会社ポラリス・アジアは新たに設立したため、また Red Planet Holdings (Philippines) Limited 他 12社の株式を新規に取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等
総平均法による原価法を採用しております。
また、投資事業組合出資金については、当該投資事業組合の直近の決算書の当社持分割合で評価しております。

ロ. 棚卸資産

- ・販売用不動産
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・原材料及び貯蔵品
国内では最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用し、在外子会社は総平均法及び移動平均法による低価法を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産、使用权資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びにホテル事業に係る有形固定資産については、定額法を採用しております。また、在外子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～40年
機械装置及び運搬具	3～10年
工具、器具及び備品	3～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 使用権資産

リース期間に基づく残存価額を零とする定額法を採用しております。

ホ. 長期前払費用

均等償却を採用しております。

ヘ. 不動産信託受益権

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	24年
----	-----

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績額に基づき、当連結会計年度の末日において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ハ. 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 当社

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 在外子会社

一部の連結子会社については以下の方法によっております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式等によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生時に費用処理しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて、特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金の金利支払に係る金利変動リスクをヘッジするために、金利スワップを使用しております。

ハ. ヘッジの方針

将来予想される金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

なお、投機的な取引は行わない方針であります。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

⑦重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

イ. ホテル事業

・ マネジメント収入

マネジメント事業では、オーナー所有のホテル等を一棟借上げし、ホテル運営を行っております。宿泊約款に基づき、ホテルの宿泊利用サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務はサービス提供が完了した時点で充足されるものであり、完了時点において収益を認識しております。

・ オペレーション収入

オペレーション事業ではホテルの運営受託を行っており、コンサルタント事業は開業指導や既存案件の改善を行っております。顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、役務サービスを顧客に提供する義務があります。ホテル運営受託に関する役務の提供に関しては、履行義務が充足される役務提供の完了時点で収益を月締めで認識しております。コンサルタント事業におけるサービス役務の提供に関しては、履行義務が充足される役務提供の完了時点で収益を認識しております。

・ フランチャイズ収入

フランチャイズ事業では、ベストウエスタンホテルのフランチャイズ加盟業務を行っております。フランチャイジーに対し、ベストウエスタンホテルの運営に関する継続的な指導やシステムの運用等を許諾したフランチャイズ契約により、月締めで收受するロイヤリティを収益として認識しております。

ロ. 不動産事業

・ 不動産売却収入

不動産売買事業では、事務所用ビル、マンション等の売買を行っております。顧客との不動産売買契約書に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

・ 不動産仲介手数料

不動産仲介事業では、不動産媒介契約に基づき、不動産媒介サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、不動産売買契約締結時に充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

⑧その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ. 匿名組合出資金

匿名組合出資金のうち、金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては「投資有価証券」としております。なお、投資有価証券については、分配された損益について営業外損益に計上するとともに同額を投資有価証券に加減算することにより評価しております。

なお、不動産事業に係る投資有価証券について分配された損益については、営業損益に計上するとともに同額を投資有価証券に加減算することにより評価しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 不動産事業における販売用不動産（ホテル施設）の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
販売用不動産	5,857,254
(うちホテル施設)	5,849,515

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末の連結貸借対照表において、不動産事業に係る販売用不動産5,857,254千円が計上されており、このうち5,849,515千円は、ホテル施設（以下、「ホテル販売用不動産」という。）であります。

販売用不動産は個別法による原価法により評価され、正味売却価額が貸借対照表価額を下回った場合には、収益性が低下したものとして評価損を計上する必要があります。

販売用不動産の正味売却価額の算定で用いられる販売可能見込額は、景気動向、地価動向、金融情勢、税制等による影響を受けます。不動産鑑定士による鑑定評価額を基礎にホテル販売用不動産の販売可能見込額を見積っております。

不動産鑑定評価に当たっては、客室単価、客室稼働率、割引率等の様々な仮定が置かれております。こうした仮定は将来の予測不能な経済環境の変化等により影響を受ける可能性があり、それが悪化し、販売用不動産の評価損の計上が必要と判断された場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 減損損失

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	9,867,448
無形固定資産	29,039
不動産信託受益権（投資その他の資産）	316,416
減損損失	537,953

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産については基本的に管理会計上の区分を考慮して、主に店舗別にグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

ホテルについては、収益性の低下による営業収支のマイナスが継続している場合、減損の兆候が認められることから、減損損失の認識要否の判定が必要となります。減損損失の認識の判定は、店舗別における割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、店舗別における固定資産の帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し当該減少額を減損損失

として計上しております。

将来キャッシュ・フローは、将来の売上高予測や営業利益予測等複数の仮定に基づいて算定しておりますが、これらは今後の市場の動向等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものであります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

定期預金	180,000 千円	—
拘束性預金	483,288 千円	—
売掛金	415,268 千円	—
販売用不動産	5,857,254 千円	(5,849,515 千円)
建物及び構築物	6,378,087 千円	(16,807 千円)
工具、器具及び備品	273,837 千円	(184,286 千円)
土地	476,590 千円	—
借地権	3,867 千円	—
不動産信託受益権	316,416 千円	—
計	14,384,606 千円	(6,050,608 千円)

上記のうち () 内書は、ノンリコースローンに対応する担保提供資産を示しています。

②担保に係る債務

短期借入金	587,200 千円	—
1年内返済予定の長期借入金	809,807 千円	(22,648 千円)
長期借入金	8,867,807 千円	(4,226,739 千円)
計	10,264,814 千円	(4,249,386 千円)

上記のうち () 内書は、ノンリコースローンに対応する担保債務を示しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,863,504 千円

(3) 資本金劣後借入金

株式会社日本政策金融公庫より「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度」が適用され、「資本金劣後借入金」に計上しております。

「資本金劣後借入金」とは、貸出条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められる借入金のことであり、債務者の評価において、資本とみなして取り扱うことが可能なものになります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 116,969,189 株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

2020年第1回新株予約権（2020年7月14日決議）

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	11,695,100株
新株予約権の残高	116,951個

2021年第1回新株予約権（2021年10月15日決議）

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	7,164,700株
新株予約権の残高	71,647個

2021年第2回新株予約権（2021年10月15日決議）

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	3,800,100株
新株予約権の残高	38,001個

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び新株予約権の権利行使による払込みにより資金調達を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、不動産賃貸借契約に基づき、支出した敷金等であります。これは、退去時に返還されるものであり、貸主の信用リスクに晒されていますが、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、買掛金、未払金及び未払法人税等は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。社債、長期借入金、資本金劣後借入金、リース債務（固定負債）及び長期未払金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金等は金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価額がない株式等（連結貸借対照表計上額192,736千円）は、「其他有価証券」には含めておりません。また、現金及び短期間で決済される時価が帳簿価

額に近似するものは、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 投資有価証券 其他有価証券	323	323	—
② 敷金及び保証金	930,069	611,776	△318,292
資産計	930,392	612,099	△318,292
③ 社債	918,366	918,366	—
④ 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	11,548,514	11,342,894	△205,620
⑤ 資本性劣後借入金	950,000	680,933	△269,067
⑥ リース債務(固定負債)	3,176,670	2,970,530	△206,139
⑦ 長期未払金	24,136	23,618	△518
負債計	16,617,685	15,936,341	△681,344

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	323	—	—	323

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	611,776	—	611,776
社債	—	918,366	—	918,366
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	11,342,894	—	11,342,894
資本性劣後借入金	—	680,933	—	680,933
リース債務(固定負債)	—	2,970,530	—	2,970,530
長期未払金	—	23,618	—	23,618

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①投資有価証券

投資信託は、相場価格を用いて評価しております。投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②敷金及び保証金

敷金及び保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④長期借入金（1年内返済予定を含む）、⑤資本性劣後借入金、⑥リース債務（固定負債）及び⑦長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	ホテル事業	不動産事業	計		
マネジメント収入	3,663,085	—	3,663,085	—	3,663,085
オペレーション収入	3,324,820	—	3,324,820	—	3,324,820
フランチャイズ収入	10,020	—	10,020	—	10,020
不動産仲介手数料	—	18,545	18,545	—	18,545
顧客との契約から生じる収益	6,997,925	18,545	7,016,470	—	7,016,470
その他の収益	834	360	1,194	—	1,194
外部顧客への売上高	6,998,759	18,905	7,017,664	—	7,017,664

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸料収入及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)で認識される収益であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 会計方針に関する事項 ⑦重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された債権及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、契約負債(前受金)は流動負債「その他」に含めております。契約負債は、主に宿泊約款に基づきホテルの宿泊利用サービス契約における顧客からの前受金であります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	616,258

売掛金	
顧客との契約から生じた債権(期末残高) 売掛金	1,839,769
契約負債(期首残高) 前受金	21,453
契約負債(期末残高) 前受金	64,705

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 24円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円98銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の権利行使)

当社が発行した2021年第1回新株予約権の一部について行使が行われております。

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 行使された新株予約権の個数 | 58,752個 |
| (2) 発行した株式の種類及び株式数 普通株式 | 5,875,200株 |
| (3) 資本金増加額 | 253百万円 |
| (4) 資本準備金増加額 | 253百万円 |

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表
(2023年3月31日現在)

(単位：千円、千円未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,410,408	流動負債	1,017,146
現金及び預金	1,045,602	短期借入金	587,200
売掛金	262,725	1年内返済予定の長期借入金	334,800
販売用不動産	7,739	未払金	23,954
前払費用	7,905	未払費用	4,344
未収入金	39,097	未払法人税等	950
関係会社短期債権	200,186	預り金	3,112
その他	46,316	株主優待引当金	3,915
貸倒引当金	△199,161	その他	58,870
固定資産	4,721,973	固定負債	3,346,408
投資その他の資産	4,721,973	社債	918,366
投資有価証券	1,744,584	長期借入金	1,546,900
関係会社株式	5,003	繰延税金負債	74
出資金	30	退職給付引当金	8,593
関係会社長期貸付金	10,050,418	関係会社事業損失引当金	872,475
長期前払費用	6,701	負債合計	4,363,554
敷金及び保証金	7,938		
貸倒引当金	△7,092,700	純資産の部	
		株主資本	1,762,857
		資本金	12,155
		資本剰余金	2,528,713
		資本準備金	2,155
		その他資本剰余金	2,526,558
		利益剰余金	△775,019
		その他利益剰余金	△775,019
		繰越利益剰余金	△775,019
		自己株式	△2,992
		評価・換算差額等	145
		その他有価証券評価差額金	145
		新株予約権	5,826
		純資産合計	1,768,827
資産合計	6,132,381	負債純資産合計	6,132,381

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:千円、千円未満四捨五入)

科 目	金 額	
売上高		844,337
売上原価		74,938
売上総利益		769,399
販売費及び一般管理費		474,425
営業利益		294,974
営業外収益		
受取利息	41,263	
受取配当金	3	
その他	82	41,347
営業外費用		
社債利息	18,366	
支払利息	46,792	
支払手数料	3,268	
その他	10,496	78,922
経常利益		257,399
特別損失		
投資有価証券評価損	2,463	
貸倒引当金繰入額	866,130	
関係会社事業損失引当金繰入額	162,875	1,031,468
税引前当期純損失(△)		△774,069
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失(△)		△775,019

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円、千円未満四捨五入)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,829,803	1,731,843	431,540	2,163,383	11,300	△3,652,224	△3,640,924	△2,992	349,270
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	1,094,303	1,094,303		1,094,303					2,188,605
減資	△2,911,950		2,911,950	2,911,950					—
資本準備金の取崩		△2,823,991	2,823,991	—					—
利益準備金の取崩					△11,300	11,300	—		—
欠損填補			△3,640,924	△3,640,924		3,640,924	3,640,924		—
当期純損失（△）						△775,019	△775,019		△775,019
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	△1,817,648	△1,729,689	2,095,018	365,330	△11,300	2,877,205	2,865,905	—	1,413,587
当期末残高	12,155	2,155	2,526,558	2,528,713	—	△775,019	△775,019	△2,992	1,762,857

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	143	143	10,650	360,063
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				2,188,605
減資				—
資本準備金の取崩				—
利益準備金の取崩				—
欠損填補				—
当期純損失（△）				△775,019
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	2	△4,825	△4,823
当期変動額合計	2	2	△4,825	1,408,764
当期末残高	145	145	5,826	1,768,827

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

また、投資事業組合出資金については、当該投資事業組合の直近の決算書の当社持分割合で評価しております。

②棚卸資産

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②株主優待引当金

株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績額に基づき、当事業年度の末日において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財務状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金の金利支払に係る金利変動リスクをヘッジするために、金利スワップを使用しております。

③ヘッジの方針

将来予想される金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

不動産事業

・不動産売却収入

不動産売買事業では、事務所用ビル、マンション等の売買を行っております。顧客との不動産売買契約書に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

・不動産仲介手数料

不動産仲介事業では、不動産媒介契約に基づき、不動産媒介サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、不動産売買契約締結時に充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

ホテル事業

当社の主たる収益は子会社等からの事務委託手数料、コンサルタント料、ライセンス料及び受取配当金となります。事務委託手数料及びコンサルタント料については、子会社への契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、役務提供を行った時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ライセンス料については、ライセンス使用の許諾を行うこと等が履行義務であり、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しております。受取配当金については、配当の効力発生日において収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

②匿名組合出資金

匿名組合出資金のうち、金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては「投資有価証券」としております。なお、投資有価証券については、分配された損益について営業外損益に計上するとともに同額を投資有価証券に加減算することにより評価しております。

なお、ホテル事業の運営及び不動産事業に係る投資有価証券について分配された損益については、営業損益に計上するとともに同額を投資有価証券に加減算することにより評価しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
貸倒引当金（流動資産）	199,161
貸倒引当金（固定資産）	7,092,700
関係会社事業損失引当金	872,475
貸倒引当金繰入額（特別損失）	866,130
関係会社事業損失引当金繰入額（特別損失）	162,875

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。子会社に対する金銭債権について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、関係会社事業損失引当金は、関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財務状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の判定は、子会社ごとに割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と、子会社ごとの債権金額や財務状況等を総合的に判断した結果との比較によって行われます。

将来キャッシュ・フローは、将来の売上高予測や営業利益予測等複数の仮定に基づいて算定しておりますが、これらは今後の市場の動向等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものであります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

定期預金	180,000 千円
販売用不動産	7,739 千円
計	187,739 千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	70,800 千円
長期借入金	87,900 千円
計	158,700 千円

(注) 担保に供している資産のうち定期預金(180,000千円)は、上記の債務のほかに子会社の借入金に係る担保になっております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,974 千円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、連帯保証を行っております。

合同会社天神ホテル管理	4,249,386 千円
株式会社フィーノホテルズ	1,450 千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する資産及び負債には、区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権	301,783 千円
短期金銭債務	7,091 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	822,977 千円
仕入高	106,688 千円
営業取引以外の取引による取引高	41,243 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,674 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

(繰延税金資産)

貸倒引当金	2,469,945 千円
株主優待引当金	1,326 千円
退職給付引当金	2,911 千円
関係会社事業損失引当金	295,530 千円
販売用不動産	11,419 千円
投資有価証券評価損	399,586 千円
関係会社株式評価損	354,984 千円
固定資産減価償却超過額	5,073 千円
その他	149,340 千円
繰越欠損金	291,593 千円

小計	3,981,706 千円
----	--------------

評価性引当額	△3,978,254 千円
--------	---------------

合計	3,452 千円
----	----------

(繰延税金負債)

未収事業税	3,452 千円
-------	----------

その他有価証券評価差額金	74 千円
--------------	-------

合計	3,526 千円
----	----------

繰延税金負債純額	74 千円
----------	-------

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース取引は事業内容に照らして重要性が乏しく契約 1 件当たりのリース料総額も 3,000 千円を超えるものがないため、記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Star Asia Opportunity III LP	Cayman Islands	非公開	ファンドの 運用及び 管理	(被所有) 78.08	新株予約権 の権利行使	新株予約権 の権利行使 (注)	2,079,497	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社が付与した 2021 年第 1 回新株予約権について 24,180,200 株を 1 株につき 86 円で権利行使しております。

なお、出資金の記載については、先方の方針により控えさせていただきます。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	朝里川温泉開発㈱	100.0	資金の立替 役員の兼任	土地購入資金などの立替(注) 2	330	関係会社 短期債権	199,161
子会社	㈱バリュー・ ザ・ホテル	100.0	資金の援助 役員の兼任 担保の被提供 担保の提供	資金の貸付(注) 1 4 利息の受取(注) 1 当社銀行借入に対する 不動産の担保被提供(注) 3 銀行借入に対する 定期預金の担保提供(注) 9	△56,000 38,791 587,200 180,000	関係会社 長期貸付金 未収入金 — —	1,884,000 38,791 — —
子会社	㈱フィーノホテルズ	100.0	役務の提供 資金の援助 役員の兼任 債務の被保証 担保の提供	開業準備に係る業務委託報酬等(注) 10 資金の貸付(注) 1 7 当社銀行借入に対する 連帯保証(注) 3 銀行借入に対する 定期預金の担保提供(注) 9	197,034 965,000 76,000 180,000	売掛金 関係会社 長期貸付金 — —	32,122 3,465,000 — —
子会社	㈱衣浦グランドホテル	100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注) 1 6	58,000	関係会社 長期貸付金	156,000
子会社	㈱バリュー・ ザ・ホテル宮城	100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注) 1 5	142,000	関係会社 長期貸付金	2,362,000
子会社	㈱ココホテルズ	100.0	役務の提供 資金の援助 役員の兼任 担保の提供	開業準備に係る業務委託報酬等(注) 10 資金の貸付(注) 1 利息の受取(注) 1 銀行借入に対する 定期預金の担保提供(注) 9	543,070 70,000 2,452 180,000	売掛金 関係会社 長期貸付金 未収入金 —	228,052 180,000 306 —
子会社	㈱ボラリス・アジア	100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注) 1	1,981,218	関係会社 長期貸付金	1,981,218
子会社	(同)東北早期復興支 援ファンド2号	100.0	資金の援助 担保の被提供	匿名組合出資金に係る利益配当 当社銀行借入に対する 不動産の担保被提供(注) 3	72,623 158,700	投資有価証券 —	406,635 —
子会社	(同)天神ホテル管理	100.0	借入に関する 連帯保証	銀行借入等に対する債務保証 (注) 8	4,249,386	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 朝里川温泉開発㈱への関係会社短期債権に対し、199,161 千円の貸倒引当金を計上しております。
3. 当社の銀行借入に対し、㈱バリュー・ザ・ホテル及び(同)東北早期復興支援ファンド2号から不動産の担保提供を受けており、また、㈱フィーノホテルズからは連帯保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

4. (株)バリュー・ザ・ホテルへの関係会社長期貸付金に対し、1,087,500千円の貸倒引当金を計上しております。
5. (株)バリュー・ザ・ホテル宮城への関係会社長期貸付金に対し、2,362,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、関係会社の事業損失に備えるため、当社負担損失見込額として、58,500千円の関係会社事業損失引当金を計上しております。
6. (株)衣浦グランドホテルへの関係会社長期貸付金に対し、156,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、関係会社の事業損失に備えるため、当社負担損失見込額として、352,975千円の関係会社事業損失引当金を計上しております。
7. (株)フィーノホテルズへの関係会社長期貸付金に対し、3,465,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、関係会社の事業損失に備えるため、当社負担損失見込額として、430,500千円の関係会社事業損失引当金を計上しております。
8. (同)天神ホテル管理の銀行借入等に対して、債務保証をしております。なお、保証料の受取は行っておりません。
9. (株)バリュー・ザ・ホテル、(株)フィーノホテルズ及び(株)ココホテルズの銀行借入に対し、定期預金を担保提供しております。
10. 一般的な取引条件を参考に決定しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金 額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	SAO III LLC	Wilmington, Delaware, U. S. A.	100	投資	-	資金の援助	資金の借入(注)	400,000	長期借入金	700,000
							利息の支払(注)	7,826	未払費用	137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金 額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 びその 近親者	マルコム・エフ・マクリーン4世	-	-	当社 取締役	(被所有) 1.83	新株予約権 の権利行使	新株予約権の権 利行使 (注)	49,992	-	-
役員及 びその 近親者	増山 太郎	-	-	当社 取締役	(被所有) 1.83	新株予約権 の権利行使	新株予約権の権 利行使 (注)	49,992	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) マルコム・エフ・マクリーン4世 氏及び増山太郎 氏は、当社が行った2021年第1回新株予約権について581,300株を1株86円でそれぞれ権利行使しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 15円07銭
- (2) 1株当たり当期純損失(△) △7円22銭

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の権利行使)

連結注記表の「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

ポラリス・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 和己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 茂

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ポラリス・ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポラリス・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が発行した2021年第1回新株予約権の一部が行使されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

ポラリス・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 和己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 茂

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ポラリス・ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が発行した2021年第1回新株予約権の一部が行使されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第149期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

ポラリス・ホールディングス株式会社

監査等委員会

常勤監査等委員 秋 山 耕 一 ㊟

監査等委員 半 田 高 史 ㊟

監査等委員 北 添 裕 己 ㊟

(注) 監査等委員 半田高史及び北添裕己は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上